

論文

日本の高等教育政策とジェンダー

— 教育投資のあり方にみるジェンダー主流化の課題 —

三宅 えり子

同志社女子大学
現代社会学部・社会システム学科
教授

Higher education policies in Japan:

The challenges in gender mainstreaming in educational investment

Eriko Miyake

Department of Social System Studies, Faculty of Contemporary Social Studies,
Doshisha Women's College of Liberal Arts,
Professor

I. はじめに

教育制度の整備・充実と国家の発展は密接な関係をもつ。具体的には、国家予算の教育分野への投資は、生産性の高い人材を輩出し、ひいては国の経済発展につながる。この現象は後述する人的資本理論によって説明できる。他方、日本のように学費の私費負担割合が高い国においては、親の経済格差が子どもの学力格差・学歴格差・就職格差となつてあらわれ、世代を越えて階層が再生産される。いわゆる教育の再生産論である。文部科学省による近年の教育政策は、教育投資による人材育成と経済の活性化を強調する一方、階層の再生産を防ぎ格差を縮小するための施策として幼児教育の段階的無償化と高等教育段階の教育費負担軽減が検討されている（文部科学省、2017a）。格差はおもに階層、民族、ジェンダーおよびそれらの複合要因により生じるが、日本のジェンダーギャップ指数は144カ国中114位（世界経済フォーラム、2017）と諸外国と比較してジェンダー格差が著しく大きい。日本の高等教育政策、とりわけ人材育成を担う大学組織におけるジェンダー格差縮小のための施策は、2000年代後半になってようやく「女性研究者育成モデル事業」や「女性研究者養成システム改革加速」プログラムなどの取組みが毎年数件の規模で採択される大学において始まった。高等教育政策におけるジェンダー平等の取り組みは、極めて乏しかったと言わざるを得

ず進展速度も遅々としたものである。それは日本の高等教育政策形成過程において、フェミニズムの立場からの主張や論者が高等教育政策システムに変化をもたらすほどの顕著な影響力とはなり得ていないからではないだろうか。

本稿では、まず、教育政策を考える際の教育社会学的なアプローチとして、人的資本理論と高等教育政策、再生産論と高等教育政策、ジェンダー格差と高等教育について論じる。次に、グローバル社会のジェンダー主流化と日本のジェンダー平等政策の視点から、日本の高等教育政策の問題点についても言及する。そして政策の具体例としては、教育投資による教育の質の向上と教育費負担軽減に関する文部科学省の施策を取り上げて、施策内容の説明を行う。方法としては教育政策研究の一手法である「ロジックとしての政策」アプローチ（DiMaggio & Powell, 1991; Scott et al., 2000）を使用し、その施策に内在する論理や論拠について考察を行う。本研究では、高等教育への教育投資のあり方に関する政策分析にジェンダー格差の視点を取り入れて、教育投資のあり方とおして高等教育政策におけるジェンダー主流化の課題を明らかにすることを研究目的とする。

II - A. 人的資本理論と高等教育

投資によって価値を増大させることができる資本には、金融資本、物的資本、人的資本がある。教育社会学および

教育経済学の分野で用いられる人的資本理論は、人的資本である人に教育投資をした場合の経済的側面に着目した応用経済学の考え方である。ベッカー（1993）は、教育や訓練への投資による人間能力の向上が生産性を高め経済発展に寄与することを、人的資本投資が収入に及ぼす影響や人的資本投資と収益率の関係について多様な関数を用いた推計による理論的分析をとおして論じた。教育を個人的便益と社会的便益を得るための手段とみなし人を教育投資の対象とする人的資本理論は、教育本来の意味を問う教育哲学的な視点とは相容れないものがあるが、教育と国家の関係を考える際に、教育がもつ経済的側面の分析を可能にした点に意義が認められる。

一般に資本に投資をする場合その収益性が問題となるが、教育投資への収益率に関しては、次のように考えられ推計がなされる。まず、教育の私的便益としては、その人が追加的教育を受けることで得られる生涯所得の上昇分があり、社会的便益としては、道徳心や社会治安の向上、民主主義の発展などが指摘されている（赤林、2012）。さらに、社会的便益として公平・公正な社会の実現や、将来の経済成長、そして社会保障・社会治安などの歳出削減にも貢献すると考えられている（文部科学省、2017a）。また、高学歴者ほど、就職率が高く、収入も高く、健康状態が良いため（経済開発協力機構、2017）、教育投資による高学歴者の輩出増加が、税収と社会保障財源の増加、失業や生活保護に要する社会保障の歳出削減、健康管理能力のある人材増加による医療費削減などの社会的便益につながると考えられる。

教育投資による私的便益の収益率は、学費や書籍などの直接費用と学校に行かずに働いていたら得られたであろう所得である「機会費用」としての間接費用、および教育修了後の生涯所得上昇分を基に算出される。個人が教育投資をする場合、追加的教育にかかる私的費用と私的便益の価値を比較して、私的便益が私的費用を上回る場合に教育を需要するとされる。また、国家が公財源を教育に配分する際に、教育における収益率の計算は、経済成長に必要な教育投資水準のガイドラインとして教育政策立案に影響を与えてきた。特に、長年にわたる世界銀行による各国の教育の収益率の集計が、人的資本理論に基づく実証研究の有用性を国際的に広めたとされている（赤林、2012）。

近年は、実証的研究による科学的根拠（エビデンス）に基づく政策立案の一環として、教育投資への裏付けとしてのエビデンス活用が提唱され、「人的資本」という言葉への関心が高まっていると言われている。その背景として、

グローバル経済競争の激化の中で、「人的資本」としての労働者の質や生産性を上げることで自国の優位性を保つことが望まれていることと、政策上、教育や訓練への投資の重要性に対する各国の共通認識の高まりが指摘されている。とりわけ、経済協力開発機構（OECD）は、教育政策分析を通じたエビデンスの算出に関心を示し積極的に政策提言を行ってきているとされている（岩崎、2010）。本稿で扱う文部科学省の高等教育政策の具体例の中でも、経済協力開発機構（OECD）などのデータがエビデンスとして使用されている。

II - B. 再生産論と高等教育政策

上記の人的資本理論は教育投資がその収益として私的便益と社会的便益をもたらすという生産性と付加価値創出に焦点を当てた説であるのに対して、教育への公財源の投資割合が低く私費負担割合が高い場合は、私的便益の享受は私費負担可能額と連動する傾向があるため教育をとおして世代を超えた階層の再生産現象が起こる。人的資本理論は、教育が世代を超えた社会移動の可能性を示唆するのに対して、再生産論は、教育が世代を超えて階層を固定化する役割をもつことを示唆している。

教育社会学における再生産論は複数のタイプがあり、ボウルズ・ギンタスなどによる主意主義的再生産論、ブルデューによる文化的再生産論、ウィリスなどによる対抗文化的再生産論、アルチュセールなどによる構造主義的再生産論に分類されている（藤田、1987）。かつて、ボウルズとギンタスは1970年代、『アメリカの資本主義と学校教育 - 教育改革と経済制度の矛盾』（2008a；2008b）において家庭や学校の社会関係と資本主義的生産の社会関係を対応的に捉えた再生産の対応論を展開した。さらにボウルズらの議論は、再生産構造の中に相対的自律性をもつ教育実践が内在するという矛盾に関して批判を受けたため、国家、資本主義的生産、家族システム、教育実践に区別して社会構造を把握し、矛盾を内包した再生産構造として理論の再編が進められてきた（小内、1993）。ボウルズとギンタスによる再生産論は、教育が階層構造にどのような役割を果たすのかという分析アプローチを提供した点で重要であった。

再生産論の出現以来、諸外国では親の社会階層と子どもの学力との相関関係を示す研究が蓄積されてきたが、所得の階層間格差が拡大しつつある日本においても、教育における階層間格差が拡大しつつあることを指摘したのは刈谷（2002）であった。例えば子どもの学校外学習時間を上位、

中位、下位の階層グループごとに見た場合、どのグループも学習時間は1979年よりも1997年のデータにおいて減少したが階層の上位になるほど勉強時間は長く、さらに20年間で勉強時間の階層間格差が拡大したことを示している。学習意欲と自己の有能感においても同様の調査結果を提示している。このことは、教育において拡大する不平等や階層間格差が社会的不平等の拡大再生産に結びつくことを示唆するもので、教育制度が階層間の平等を実現することは困難としながらも、階層間格差を縮小するような教育のあり方を提言している（刈谷、2002）。

近年の教育政策立案においては、教育をとおした階層間格差の再生産を縮小するための施策として、授業料の無償化が検討される傾向にある。

II - C. ジェンダー格差と高等教育

ここではまず、各種のデータを用いて高等教育におけるジェンダー格差について概観する。日本のジェンダーギャップ指数（GGI）は、経済、教育、保健、政治の4分野の総合ランキングにおいて144カ国中114位であるが、教育分野全般の順位は144カ国中74位である。74位の教育分野全般のスコア（0.991：数値が1に近いほど平等）としては調査対象国の平均値（0.953）を上回っているものの、その内訳は、識字率、初等、中等教育在学率ともに1位（1.000）であるのに対して、高等教育在学率における順位は女性の在学率が男性を下回るために101位（日本：0.926、平均値：0.938）と低くなっている（World Economic Forum, 2017）。ジェンダーギャップ指数においては総合順位のみが注目されがちであるが、高等教育在学率の国際比較では、オーストラリア、米国、デンマーク、フィンランド、ノルウェーでは女性の高等教育在学率（全年齢）が90%を超えており女性と比較して男性の高等教育在学率は60～70%台に留まっている。日本の場合、高等教育在学率は男性65.7%に対して女性60.9%と低く、特に女性の高等教育在学率は主要先進国中で最下位である（内閣府男女共同参画局、2018）。

また、研究者に占める女性割合は1992年の7.9%から2017年の15.7%と増加傾向にあるが、国際比較においてやはり主要先進国の中で最下位である。とりわけ、大学における研究者の男女割合は研究分野によって偏りがあり、薬学・看護（52.1%）、心理学や家政（41.5%）、人文科学（36.1%）では女性割合は比較的高いが、工学（10.6%）や理学（14.2%）では女性研究者割合は著しく低い。この傾向は各学部にも占める女子学生の割合と連動している（内閣

府男女共同参画局、2018）。大学に進学する女性割合及び理工系に進学する女性と理工系の女性研究者が少ない状況に関して、国連女性差別撤廃委員会は日本政府に対して、「少女が非伝統的な科目（STEM）を履修するよう奨励するためのキャリアガイダンス活動を強化すること、及び少女が高等教育を修了することの重要性について教員の間で認識を高めること」（日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク、2016、p.147）という勧告を出している。

さらに指摘したいのは、大学における学長・副学長・教授職の女性割合が16.0%と低い数値を示していることである（内閣府男女共同参画局、2018）。ここで、学長・副学長の女性割合に加えて教授職の女性割合が問題となるのは、教授職は学長、副学長、学部長などの管理職の候補となる職階であるため、現状では大学の運営や教学に関わる重要な意思決定は、過少代表の女性によってではなく、8割以上を占める男性管理職によって大学行政はなされていることになる。日本の大学組織における男女共同参画・ダイバーシティはまだ実現していない。この状況に関して、国連女性差別撤廃委員会は日本政府に対して、「教育分野における上級管理職及び意思決定の地位に占める女性の割合を改善するとともに、女性の教授の人数を増やすために、暫定的特別措置を含む具体的な措置を講ずること」（日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク、2016、p.147）と勧告している。日本の大学組織における女性管理職の過少代表は多様な視点が意思決定に反映されないことであり、高等教育機関のアカウンタビリティの視点からは民主的アカウンタビリティの欠如であり、言いかえると、ジェンダー主流化アカウンタビリティの欠如ともいえるであろう。

日本においては大学組織における女性教員割合の変化が、どのように大学の文化や、知の構築、職場環境に影響を及ぼすのかについての研究はまだ蓄積が進んでいないが、1980年代からアメリカの大学において非白人の学生や教員の占める割合が高まるにつれて、マイノリティの教員が果たす役割に関する研究が散見されるようになった。非白人教員が果たす役割として、マイノリティ学生にとってのロールモデルやメンターの役割（Antonio, 2002; Washington & Harvey, 1989）、学問の文化の変容に向けたリーダーシップ発揮（Turner & Myers, 2000）、大学のミッションへの貢献（Allen et al., 2002）などが報告されている。また、人種に加えてジェンダーによる複合的な抑圧を経験してきた非白人女性研究者は従来とは異なる認識の視点をもっており、そのような視点の差異はこれまで正統とされてきた知識基盤に疑問を投げかけ専門知見の構築

に影響を与える可能性が示唆されている (Collins, 1986)。同様に、自身の文化的洞察と経験を知の生産の中核にすえるような、フェミニズムの立場からの認識論的枠組みも提示されている (Delgado Bernal, 1998)。また、著しい教育効果を上げた女子大学の学内環境に関する研究では学内のどの職階においても男性と女性がバランスのとれた割合で存在することの重要性が指摘されている (Tidball et al., 1999)。以上のことから、日本の大学組織における女性教員割合の増加は、女子学生にとって女性のロールモデルとメンターが増え、学問的にはフェミニズムの立場からの認識論的アプローチが加わり知識生産にも変容が起こることが推察される。

II-D. グローバル社会のジェンダー主流化と日本のジェンダー平等政策の乖離

男女格差の問題に対処するために、あらゆる政策および計画においてジェンダーの視点を反映させることについては政府機関が責任を負うこと (ジェンダー主流化: gender mainstreaming) が、1995年の第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」(e.g., 内閣府男女共同参画局, 2016a) に明記されている。これを契機として、ジェンダー主流化の定義が「計画されたあらゆる措置によって男女が受ける影響を評価するプロセスのことであり、それによってジェンダーの視点が、政策やプログラムの設計、実施、モニタリングおよび評価の不可欠な要素になる」(経済開発協力機構, 2014, p.52に引用) として定着し、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成する手段の指針となっている (内閣府男女共同参画局, 2016b)。しかしながら世界的傾向としては男女格差解消に向けた課題はまだ多くその取り組みにおいては各国政府間に差異がみられる。ジェンダー主流化と男女平等政策の効果的推進を妨げる障壁として、公的機関全体の説明責任の仕組みの不十分さ、政策の選択肢によっては男女が異なる影響を受けることへの認識の欠如、取り組みの効果をモニタリングする仕組みの欠如、公共部門におけるジェンダー分析のためのスキルの欠如、および資金不足などがあげられている (経済開発協力機構, 2014)。これらの障壁は日本政府にも当てはまるものである。

特に日本政府は他の先進諸国に比べてジェンダー主流化の世界的潮流に乗り遅れた形となった。1999年に男女平等法に相当する男女共同参画社会基本法が制定されたものの、1985年以降は女性差別撤廃条約の加盟国としての条件を満たすための法整備が中心で、政治、経済の分野で重要な意

思決定に関わる女性割合を増やすための法整備は手つかずのままであった。多くの国が政治分野におけるクォータ制を導入して女性政治家を増やし女性政策を推進していく中で、日本は2018年5月ようやく「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を制定し、選挙において男女の候補者の数をできる限り均等にすることが定められた (内閣府男女共同参画局, 2016c)。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)」(内閣府男女共同参画局, 2016d) が制定され、301人以上の企業において女性活躍推進のための行動計画の策定と公表が義務付けられたのは2016年4月以降のことである。なお、高等教育の分野では内容においても実施対象校の数においても限定的ではあるが、2006年から「女性研究者育成モデル事業」や「女性研究者養成システム改革加速」プログラムが開始され、対象校では女性研究者割合の数値目標を策定して女性研究育成支援が行われている。

日本政府がジェンダー主流化の世界的潮流に遅れをとった主要因としては、女性抑圧の根源とされる家父長制と性別役割分業観が日本社会の各分野に残存していることが考えられる (三宅, 2017)。日本政府は政策に関する公式文書においては、男女平等やジェンダー平等という表現を避けて主要概念を不透明化するような「男女共同参画」という言葉を用いてきた。この表現は、世界的潮流としてのジェンダー主流化と前述の日本社会における家父長制および性別役割分業観の残存の矛盾を内包しており、「男女共同参画」という表現は、ネオリベリズムを推進してきた保守政権とジェンダー主流化の先進的潮流との妥協の産物と捉えられる。このようにグローバル社会のジェンダー主流化と日本のジェンダー平等政策は、日本社会の制度的特質ゆえに乖離しているといえる。

III. 研究方法および概念的枠組

本研究は日本の高等教育政策の施策例の質的研究 (Willis, 2007) であり、施策例としては、教育投資策による教育の質の向上と教育費負担軽減に関する文部科学省の資料と経済協力機構 (OECD) の関連データを用いる。複数ある施策の中でもこの教育施策に焦点を当てるのは、教育投資のあり方が現代の高等教育政策の根幹を成しているからである。教育政策研究のアプローチとしては、「ロジックとしての政策」アプローチ (DiMaggio & Powell, 1991; Scott et al., 2000) を援用する。他に、教育政策形成過程を戦略的意思決定モデルとして捉える「戦略としての

政策」アプローチ、政策形成の組織プロセスにおけるリーダーの役割を把握する「企業としての政策」アプローチ、政策形成の組織リーダーによる「象徴的行為としての政策」アプローチなどがあるが（バステード、2015）、「ロジックとしての政策」アプローチは政策決定においてどのような信念、価値、規範がもとになって政策が具体化されたのか、施策決定に内在する論理や論拠の分析を可能にする。施策分析の概念的枠組には、人的資本論、教育の再生産論、教育とジェンダーの視点も加える。その分析結果をととして日本の大学組織においてどのようなジェンダー主流化の課題があるのかについて明らかにする。

なお、本研究は現段階では高等教育政策形成過程の本格的な研究の取り組みではなく、高等教育の施策例について教育社会学とジェンダー研究の学際的視点から分析することで、高等教育とジェンダーに関して今後の研究課題を探索する目的もかねている。

IV. 教育投資のあり方をととしてみる日本の高等教育政策の現状

近年の高等教育施策は、大学教育の質的転換・質保証、グローバル人材の育成、専門人材の育成、学生に対する経済的支援と職業的自立に対する支援が中心となっている（文部科学省、2018）。施策例として、教育投資策においてどのようなロジックが使用されているのかをみるために、政策策定の基盤となっている「我が国の成長のための教育

投資の充実 — 教育費負担軽減について」（文部科学省、2017a）と「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について（第八次提言）」（教育再生実行会議、2015）を取り上げその概要を説明する。文部科学省（2017a）の資料には統計データによるエビデンスが示されているが、関連する経済協力開発機構（OECD）のデータも補足して説明を行う。まず、教育投資の必要性として、1）将来の経済成長、2）公平・公正な社会の実現、3）教育費負担軽減による少子化の克服、4）将来の社会保障・社会治安などの歳出削減があげられている。教育投資の対象として、幼児教育の段階的無償化と高等教育段階における教育費負担軽減が優先事項となっており、具体的な施策を実行するための試算として、幼児教育の段階的無償化および質の向上に約1兆円、高等教育段階における教育費負担軽減は約0.7兆円が例示されている（文部科学省、2017a；教育再生実行会議、2015）。

教育投資と経済成長の関係に関しては図1に示されているように、教育投資充実による教育の質向上と教育費負担軽減が経済的理由による大学進学断念者にも大学進学機会を得ることにより個々人の能力が向上するとともに生産性が向上し、それが個々人の所得上昇と企業の成長とイノベーション創出をもたらす経済成長につながる。日本の教育費負担の現状は、一般政府総支出全体に占める公財政教育支出割合は9.1%で、データの存在するOECD加盟国の中では、最下位のイタリア（8.6%）について下から2番目であることが示されおり（文部科学省、2017a）、

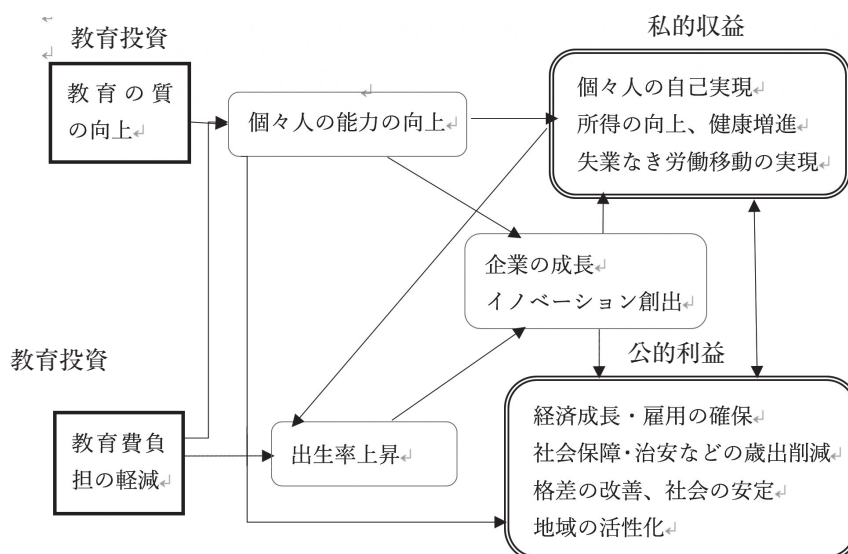


図1. 文部科学省による教育投資と成果の概念図

（文部科学省、2017aをもとに作成）

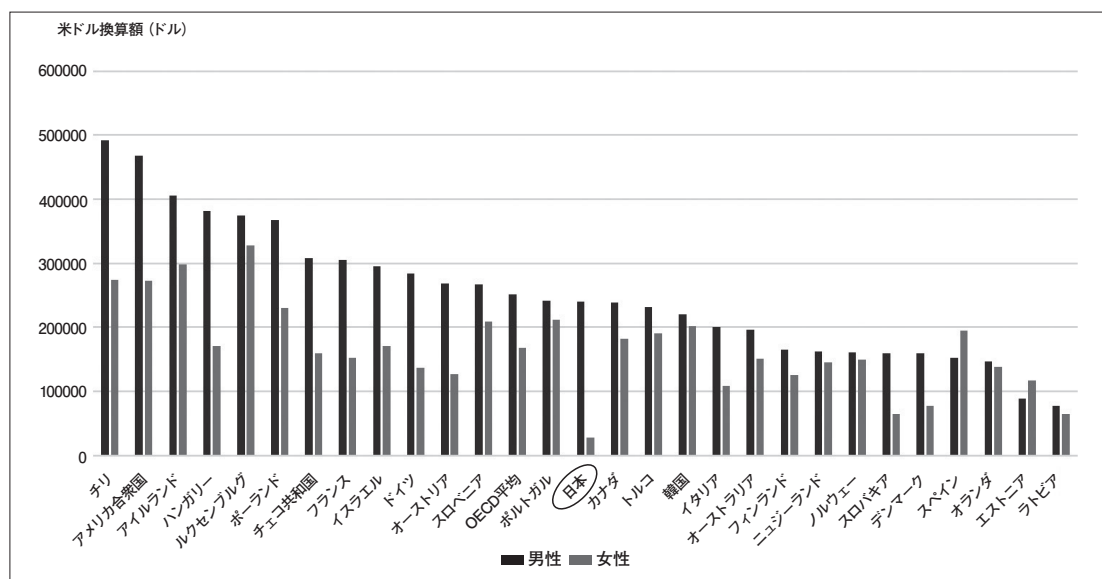


図2. 高等教育修了者の私的浄味収益 (男女別) (2013年)

(経済協力開発機構、2017、pp.148-149に基づき作成)

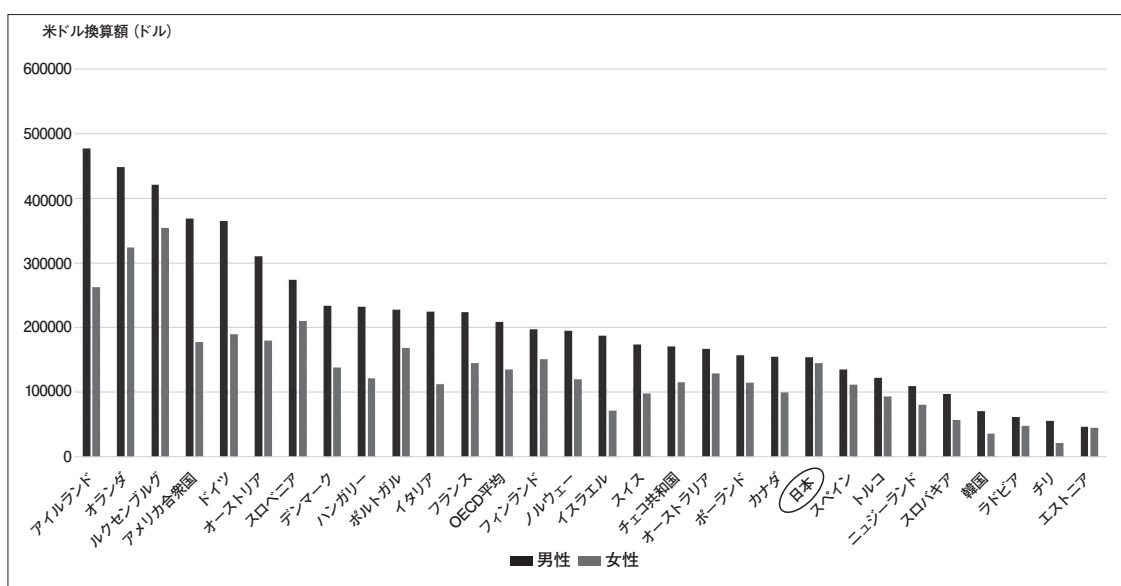


図3. 高等教育修了者の公的利益 (男女別) (2013年)

(経済協力開発機構、2017、pp.150-151に基づき作成)

さらなる教育投資の必要性を示唆している。

高等教育への投資に対する収益を考慮した場合、高等教育修了者が得る私的収益と公的利益は、個人と国家の双方にとって教育投資への誘因となる。経済協力開発機構(OECD)の調査では図2に示すように、高等教育修了者の私的浄味収益のOECD加盟国平均は、男性が252,100ドル、女性は167,400ドルと男性の約3分の2であるが、この男女差が最も大きいのが日本で、女性の収益(28,200ドル)は男性(239,900ドル)の9分の1にすぎない。図2のグラフをみても、日本の女性の収益が低いことは顕著である。図3は高等教育修了者の公的利益を示しているが、

OECD加盟国平均は、男性が208,900ドル、女性が135,200ドルで、日本の男性は153,800ドルとOECD平均を下回るが、日本の女性は145,300ドルでOECD平均より約10,000ドル高い。公的利益総額の内訳は、所得税効果、社会保障負担効果、移転効果、失業給付効果である(経済協力開発機構、2017)。

次に、教育投資と公平・公正な社会の実現に関しては、親の所得格差が子どもに与える教育機会の格差を縮小することが課題となる。日本は他国と比較して、教育費に占める私費負担の割合が大きく、特に高等教育段階では私費負担割合が65.5%で、OECD諸国の中ではチリ、韓国、イギ

リスについて4番目に負担率が高い。他方、ノルウェー、フィンランド、デンマークにおいて高等教育はほぼ全額公財政負担となっている（文部科学省、2017a）。エビデンスとして、所得と父親学歴・母親学歴を合成尺度とする家庭の社会経済的背景（SES）と学力の明らかな相関関係（統計的にSESが高いほど子どもの学力は高い）が示されており、家庭所得が高いほど4年制大学への進学率が高くなるデータや学歴別生涯賃金比較のデータも示されている（文部科学省、2017a）。また、教育費負担軽減による少子化の克服に関しては、子ども二人を大学まで卒業させるために必要な教育費は2,700万円と試算されており、特に大学学費の経済負担が大きく、子育てや教育にお金がかかり過ぎることが理想の子ども数を持たない第一要因であることが示されている。これらのデータは教育費の私費負担軽減や無償化の根拠となっている。すなわち、教育負担の軽減は、子育ての不安要因が低減するために出生率が上昇し、そのことが生産年齢人口の増加に繋がり、ひいては企業の成長と経済成長・雇用の確保をもたらすとされている（文部科学省、2017a）。

文部科学省が掲げる教育投資が必要な理由として1) 将来の経済成長、2) 公平・公正な社会の実現、3) 教育費負担軽減による少子化の克服、4) 将来の社会保障・社会治安などの歳出削減のうち、4番目の将来の社会保障・社会治安などの歳出削減に関しては、教育投資充実による教育の質向上と教育費負担軽減は個々人の能力向上と出生率上昇に繋がり、その両者は生産性向上と生産年齢人口の増加に繋がり企業成長とイノベーション創出をもたらし、その結果として経済成長や雇用の確保だけでなく社会保障や治安などの歳出削減につながるという説明にとどまっておらず、エビデンスとなる具体的データは提示されていない（文部科学省、2017a）。教育投資と社会保障・社会治安の歳出削減の関係については、教育レベルの上昇が犯罪行為を抑制し犯罪に伴う社会的費用を低下させること、同様に教育レベルの上昇が健康に関する知識のアクセスを効率化させて個人の健康を増進し公的な医療・福祉支出への依存度を低下させることが、教育による社会的便益として報告されている（Riddell, 2005）。

ところで、文部科学省の教育投資策の構想においては、教育投資の対象者と教育投資の受益者の半分を占める女性や教育投資策によって男女が受ける影響の差異に関する言及は皆無である。ただし、日本学術会議は、学術分野の男女共同参画推進に関しては「21世紀の日本における学術のあり方－課題と展望」（文部科学省、2010）の中で、女性

研究者を増やすための政策課題として次のような提言を行っている。1) ポジティブ・アクションを含む積極的施策について予算措置を含めた行政横断的な取組みや立法措置を行う。2) 私立大学を含めた男女共同参画への取組み促進施策（指針設定など）の制度化を目指す。3) 「女性研究者育成モデル事業」や「女性研究者養成システム改革加速」プログラムの事業の有効性が実証されており、これらの事業・プログラムを継続し促進させる。4) 大学評価などの評価基準に男女共同参画推進状況を示す指標または女性教員比率の項目を導入することが重要であり男女共同参画推進に有効である（文部科学省、2010）。

前述の教育投資策に関して、現状を放置した場合の経済的損失は約2.9兆円で財政負担増は1.1兆円増と試算されている。そのワーストシナリオの内容としては、教育投資による貧困対策を行わなければ、教育格差（費用、学力、意欲など）は世代を超えた格差拡大（中間層の崩壊）に繋がり格差（分配）の悪循環が起こる。教育費負担の高さはさらなる少子化と社会関係資本減少の要因となり、教育費負担不能による大学進学率の停滞は人々の知識や能力（人的資本）を低下させ、イノベーション不足と経済成長の鈍化が起こる。そのような社会的停滞は、消費の不振や、社会保障費の増大、治安の悪化を招き、やがては国家財政の崩壊に繋がるとされている（文部科学省、2017a）。教育財源確保のための方策としては、寄附金税制、ふるさと納税などの教育への活用、個人や団体の寄付者名を冠した奨学金の設立、民間資金の大学への導入、資産課税のあり方の見直し、消費税の税収の用途を教育に広げること、社会全体で教育投資の負担を分かち合えるよう教育投資の効果や必要性について国民の理解を醸成するなどがあがっている（文部科学省、2017a）。

V. 考察

まず、教育投資の施策例は、論拠に人的資本論が用いられている。すなわち、教育投資の充実が個々人の能力を向上させ、生産性が上がり、企業が成長し、イノベーションが創出され、経済成長につながるというものである。教育投資の必要性に関するエビデンスとしては、一般政府総支出全体に占める公財政教育支出の割合がOECD平均より3.8ポイント低いことと、一般政府総支出全体の対GDP比がOECD平均を2.4ポイント下回るというデータのみが示されている。教育投資による収益としては、個人的効果としては所得の上昇と健康増進、社会的効果としては経済成

長、社会保障・治安などの歳出削減、社会の安定が明記されているが（税収増加は明記されていない）エビデンスとしてのデータは提示されていない。確かに、人的資本論に基づく教育投資策は政府レベルの予算折衝においては一定の説得力を持つことが考えられる。しかしながら、経済成長分の試算は困難を伴うかもしれないが、どれだけの額の投資増に対して何パーセントの収益が見込まれるのかという教育経済学的な試算（エビデンス）が提示されていないために、十分に説得力のある人的資本論の論拠となりえていない。

文部科学省の教育投資策においてジェンダー格差に関しては言及されていないが、上記IV節の図2で紹介した高等教育修了者が得る私的净味収益に関するOECDデータには、男性と女性の格差が如実に表れている。私的净味収益の男女差が最も大きいのが日本で、女性の収益は28,200ドルで男性の収益239,900ドルの約9分の1にすぎない。私的净味収益額の計算は、総所得増額分 - 所得税効果 - 社会保障負担効果 - 移転効果 + 失業給付効果 - (教育の)直接費用 - (大学進学による)放棄所得である。まず、日本の男女とも私的净味収益がOECD平均より低いのは、教育の直接費用の私費負担が調査対象国の中で最も大きいからでもある。大卒女性の私的净味収益が著しく低くなる主要因として、大卒であっても結婚や出産を機に離職する女性が多く正規雇用で定年まで働き続ける女性割合が少ないことと、非正規雇用の女性割合が高いために女性の総額所得増額分が男性と比較して大幅に減少することが考えられる。日本女性の私的収益がこれだけ低くても、大学進学への強い動機づけとはならない。このことは、日本女性の高等教育在学率が他の先進諸国と比較して著しく低い間接的要因かもしれない。他方、公的利益における男女格差は小さいが、政府が得る所得税効果については女性からの収益が男性の約30%と少ない（日本の女性の就労率が7%上昇すればGDPが恒久的に4%上昇するという推計もある(Steinberg & Nakane, 2012)）。以上のことから、高等教育投資策の立案においては、特に女性の私的収益と女性からの公的利益となる所得税効果を上げるような方策を検討する必要があるだろう。それは、大学におけるキャリア教育かもしれないし、女性の就労機会と就労環境を改善するような厚生労働省との行政横断的な連携を必要とする取り組みかもしれない。

次に、教育投資策のロジックとして、教育における再生産論が論拠となっている。資本主義経済においては親世代の階層間格差が子ども世代の教育格差・就職格差・所得

格差となる。これらの格差は世代を超えて連鎖し教育をとおした階層の再生産が起こる。施策例のシナリオでは、家計所得が高いほど4年生大学への進学率が高くなるため、教育費の負担軽減をすることで経済的理由により大学進学を断念する学生が減少する。それにより家計所得の差異にかかわらず教育の機会を提供でき、結果として世代を超えた階層の再生産を緩和できるとするものである。奨学金などによる教育費の負担軽減策は貧困対策でもある。日本の相対的貧困率は16.1%で、約6人に1人の割合が貧困ライン以下の世帯に属している。世界的に女性が貧困化する傾向にあるが、日本でも同様の傾向を示しており、世代・世帯類型別相対的貧困率において最も貧困率が高いのは、20歳未満の子どもをもつ母子世帯で貧困率が5割を超えており、次いで勤労世代の子どもをもつ母子世帯、3番目は高齢者世代の単身女性である。母子世帯の平均年間就労収入は181万円で、大学生1人分の年間の学生生活費（学費と生活費の合計）に相当するといわれている（西尾、2015）。

教育費負担軽減策のシナリオは、階層間格差を小さくして公平・公正な社会を実現するといった道義的にも政策の正当性を付与するものである。その正当性ゆえに教育投資策や教育費負担の軽減策は、その財源確保はともかく、政治家が選挙活動において得票数を増やすための戦略として使用されてきた。しかしながら、教育投資の高い効率を求めるのであれば、ジェンダー格差に配慮することは不可欠であるし、社会の公平・公正を目指すのであればジェンダー格差解消のための方策が組み込まれる必要がある。特に奨学金授与に関しては、受給者の立場とジェンダー・バランスの視点にたった給付制度の構築が望まれる。

最後に、教育の質の向上に関しては教育現場に委ねられる部分が大きく、教育投資策の中では制度整備的な項目の記載にとどまっている。近年の高等教育政策の中で教育の質向上に関係するのは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの策定・公表を通じた質的転換とその質保証のための認証評価である。本稿のII-Cの節でふれたように、大学の教育の質的転換を図るのであれば、そのカリキュラム内容だけでなく教員組織においても質的転換を図る必要があるだろう。特に社会の男女格差を反映している大学組織内において女性教員割合が増えることは女子大生にポジティブな影響を与え、高等教育への投資効果を高めることが推察される。その意味で学術分野の男女共同参画推進に関する日本学術会議の2010年の提言は重要である。4つの提言のうち、「女性研究者支援モデル育成」や「女性研究者養成システム改革加

速」プログラムの継続と近年始まった「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」以外は実現していない。あとの3つは、1) ポジティブ・アクションを含む積極的施策について予算措置を含めた行政横断的な取組みや立法措置、2) 私立大学を含めた男女共同参画への取組み促進施策(指針設定など)の制度化、3) 大学評価の評価基準に男女共同参画推進状況を示す指標または女性教員比率の項目を導入することである(文部科学省、2010)。

VI. 結論

本研究では、教育投資による教育の質の向上と教育費負担軽減に関する文部科学省の施策を取り上げて、その施策に内在する論理や論拠について考察を行った。この施策は、論拠として用いられた人的資本論と再生産論および一部のエビデンスとしてのデータで構成され、高等教育への投資を充実させることにより経済成長と公平・公正な社会が実現するというロジックが形成されている。このロジックは政策に正当性を付与し予算折衝や財源確保には一定の説得力を持つ。しかしながら、教育投資策においてジェンダー格差に関する言及は皆無である。教育投資に対する収益の点で男性と女性の間に着しく大きな差があることが様々なデータで明らかにされているにもかかわらず、日本の教育投資策においてはジェンダー主流化が指針とされていない。また、大学の教育の質的転換を図るのであれば、大学の教員組織のダイバーシティ実現に向けてもより一層の質的転換を図る必要があるだろう。その補助的の第一歩として、教育分野における様々なジェンダー格差が可視化できるよう、文部科学省はあらゆる統計データを男女別に集積・管理し、その開示が求められる。

教育、経済、政治の3領域の中で、教育制度は社会の人材育成を担い社会発展の基盤となるものである。特に高等教育機関は次世代をジェンダー平等に育み次世代のジェンダー平等意識を形成する上で、そしてジェンダー格差を再生産する社会構造を変革するために最も重要な制度である。政治(「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」と就労分野(「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」)においては法整備が終わったところであるが、教育分野には相応の法律がまだ存在しない。したがって、高等教育政策におけるジェンダー主流化こそが、日本のジェンダー平等社会を実現する近道であると考えられる。

参考文献

- 赤林英夫(2012)「人的資本論」『日本労働研究雑誌』No. 621/April, 8-11.
- Allen, W. R., Epps, E. G. Guillory, E. A., Suh, S. A., Bonous-Hammarth, M. & Stassen, M. L. A. (2002). Outsiders within: Race, gender, and faculty status in U. S. higher education. Smith, W. A., Altbach, P. G., & Lomotey, K. eds. *The racial crisis in American higher education: Continuing challenges for the twenty-first century*. Albany: State University of New York Press.
- Antonio, A. L. (2002). Faculty of color reconsidered: Retaining scholars for the future. *Journal of Higher Education*, 73 (5), 582-602.
- バステード、マイケル(2015)「高等教育政策研究のための社会学的枠組み」ガンポート、パトリシア/伊藤彰浩・橋本鉦市・阿曾沼明裕(監訳)『高等教育の社会学』玉川大学出版部 381-407.
- ベッカー、ゲーリー/佐野陽子訳(1993)『人的資本—教育を中心とした理論的・経験的分析』東洋経済新報社
- ボウルズ、サミュエル・ギンタス、ハーバート/宇沢弘文訳(2008a)『アメリカの資本主義と学校教育 I—教育改革と経済制度の矛盾』岩波書店
- ボウルズ、サミュエル・ギンタス、ハーバート/宇沢弘文訳(2008b)『アメリカの資本主義と学校教育 II—教育改革と経済制度の矛盾』岩波書店
- Collins, P. H. (1986). Learning from the outsider within: The sociological significance of black feminist thought. *Social Problems*, 33, s14-s32.
- Delgado Bernal, D. (1998). Using a Chicana feminist epistemology in educational research. *Harvard Education Review*, 68 (4), 55-82.
- DiMaggio, P. J., & Powell, W. W. (1991). Introduction. Powell, W. W. & DiMaggio, P. J. (eds.) *The New Institutionalism in Organizational Analysis*. Chicago: University of Chicago Press. 1-38.
- 藤田英典(1987)「『階層と教育』研究の今日的課題」『教育社会学研究』第42集、5-23.
- 岩崎久美子(2010)「教育におけるエビデンスに基づく政策—新たな展開と課題」『日本評価研究』第10巻第1号 17-29.

- 刈谷剛彦 (2002) 『階層化日本と教育危機—不平等再生産から意欲格差社会へ』 有信堂
- 経済協力開発機構 (OECD) (2017) 『図表で見る教育 OECDインディケータ (2017年版)』 明石書店
- 経済協力開発機構 (OECD) (2014) 『OECDジェンダー白書 — 今こそ男女格差解消に向けた取り組みを!』 明石書店
- 教育再生実行会議 (2015) 「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について (第八次提言)」 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dai8_1.pdf#search=%27教育再生実行会議第8次提言%27 2018年8月14日アクセス
- 三宅えり子/Miyake, E. (2017) Why Japan has few women leaders: Japan-US comparative perspectives of gender and education, Presentation made at 3rd Biennial ILA Women and Leadership Conference held at Omega Institute, Rhinebeck, New York, June 11-14, 2017.
- 文部科学省 (2018) 『平成29年度 文部科学白書』
- 文部科学省 (2017a) 「我が国の成長のための教育投資の充実～教育費負担軽減について～」 www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/.../shiryu4.pdf 2018年7月8日アクセス
- 文部科学省 (2010) 「第4章 21世紀の日本における学術のあり方—課題と展望」 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu13/siryu/attach/1288527.htm 2018年8月14日アクセス
- 内閣府男女共同参画局 (2018) 『平成30年版 男女共同参画白書』
- 内閣府男女共同参画局 (2016a) 「第4回世界女性会議 北京宣言」 http://www.gender.go.jp/international/int_standard/int_4th_beijing/index.html 2018年8月24日アクセス
- 内閣府男女共同参画局 (2016b) 「第4回世界女性会議 行動綱領 (総理府仮訳)」 http://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/chapter4-B.html 2018年8月24日アクセス
- 内閣府男女共同参画局 (2016c) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」 http://www.gender.go.jp/about_danjo/law/pdf/law_seijibunya02.pdf 2018年8月24日アクセス
- 内閣府男女共同参画局 (2016d) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)」 http://www.gender.go.jp/about_danjo/law/pdf/brilliant_women02.pdf 2018年8月24日アクセス
- 日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク (編) (2016) 『国連と日本の女性たち — 女性差別撤廃条約 第7・8次日本政府報告審議とJNNCの活動記録』 日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク
- 西尾亜希子 (2015) 「貧困化する女性」 川島典子・三宅えり子 (編著) 『アジアのなかのジェンダー 第2版 多様な現実をとらえ考える』 ミネルヴァ書房 127-149.
- 小内透 (1993) 「再生産論の近年の動向と課題 — 変動論的視点の導入による再生産論の再編をめざして」 『教育社会学研究』 第53集 155-173.
- Riddell, W. C. (2005). The social benefits of education: New Evidence on an old question. *Taking public universities seriously*. Toronto: University of Toronto Press. 138-163.
- Scott, W. R., Ruef, M., Mendel, P. J., & Caronna, C. A. (2000). *Institutional change and healthcare organizations: From professional dominance to managed care*. Chicago: University of Chicago Press.
- Steinberg, C., & Nakane, M. (2012). IMF working paper: Can women save Japan? <https://www.imf.org/en/Publications/WP/Issues/2016/12/31/Can-Women-Save-Japan-40048>—2018年8月25日アクセス
- Tidball, M. E., Smith, D. G., Tidball, C. S., & Wolf-Wendel, L. (1999). *Taking women seriously: Lessons and legacies for educating the majority*. Phoenix, Arizona: American Council on Education/Oryx Press.
- Turner, C. S. V., & Myers, S. L. Jr (2000) *Faculty of color in academe: Bittersweet Success*. Needham Heights, MA: Allyn and Bacon.
- Washington, V., & Harvey, W. B. (1989). *Affirmative rhetoric, negative action: African-American and Hispanic faculty at predominantly white institutions*. ASHE-ERIC Higher Education Report 2. Washington, DC: School of Education and Human Development, George Washington University.
- Willis, J. W. (2007). *Foundations of qualitative research: Interpretive and critical approaches*. Thousand Oaks, CA: Sage Publications.
- World Economic Forum (2017) The global gender gap report 2017 www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2017.pdf 2018年8月15日アクセス